

凡 例

用途地域・建ぺい率・容積率・高度地区・防火指定・日影規制

地域種別	用途地域	図中記号	建ぺい率	容積率	高度地区	防火・準防火地域	日影規制				
							規制される建築物	種別	5mを超える範囲	10mを超える範囲	指定水平面(平均地盤面)からの高さ
■	第一種低層住居専用地域		40	80	第一種高度地区	指定なし ^{※3}	軒高が7mを超える建築物または地上3層以上の建築物	(一)	3時間以上	2時間以上	15m
			50	100		準防火地域		(二)	4時間以上	2.5時間以上	
			50	150	第二種高度地区	準防火地域					
■	第一種中高層住居専用地域		60	200	20m第一種高度地区	準防火地域	高さが10mを超える建築物	(一)	3時間以上	2時間以上	4m
			60	200	25m第二種高度地区	準防火地域					
■	第二種中高層住居専用地域		60	200	25m第二種高度地区	準防火地域	高さが10mを超える建築物	(一)	3時間以上	2時間以上	4m
■	第一種住居地域		60	200	25m第二種高度地区	準防火地域	高さが10mを超える建築物	(一)	4時間以上	2.5時間以上	4m
■	近隣商業地域		80	200	第二種高度地区	準防火地域	高さが10mを超える建築物	(一)	4時間以上	2.5時間以上	4m
			80	200	25m第二種高度地区	準防火地域					
			80	200	30m第二種高度地区	準防火地域					
			80	200		防火地域					
			80	300	第三種高度地区	準防火地域	高さが10mを超える建築物	(二)	5時間以上	3時間以上	4m
			80	300		防火地域					
■	商業地域		80	400		防火地域					
■	準工業地域		60	200	25m第二種高度地区	準防火地域	高さが10mを超える建築物	(一)	4時間以上	2.5時間以上	4m
			60	300	第三種高度地区	準防火地域	高さが10mを超える建築物	(二)	5時間以上	3時間以上	4m

容積率 →
 建ぺい率 →
 高度地区 →
 例：25-2 → 25m第二種高度地区
 2 → 第二種高度地区

← 敷地面積の最低限度(m²)

※1. 高さの制限は10mです。
 ※2. 高さの制限は12mです。
 ※3. 建築基準法第22条に基づき、必要に応じ屋根の不燃化を図る。